

貴志川漁業協同組合
和内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、貴志川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する和内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行なければならない。

漁具・漁法	規 模
竿・友釣	竿1
竿・ルアー釣	竿1
網・巻川	網の全長5メートル以下、延続数200統以下とする

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で

行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

- 2 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは次表に掲げる額の二分之一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あ ゆ	竿・友釣	1日 3,000円
	竿・ルアー釣	1年 11,000円
	網・巻川	1日 7,000円

- 2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 貴志川漁業協同組合事務所（海草郡紀美野町神野市場266番地1）
- (2) 貴志川漁業協同組合の委託する遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項

・遊漁に際しては、必ず本証を携行すること。

- ・監視員の要求があったときは提示すること。
- ・他人に貸与することはできません。
- ・本証を携行せず遊漁をしたときは無鑑札として扱います。
- ・万一紛失しても再発行しません。

(8) 発行者名

- 1 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

- ・漁場監視員は、規則の励行に関しては、必要な指示を行う。
- ・漁場監視の場合は、必ず本証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけること。
- ・規則に違反した者は遊漁の中止を命ずる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払戻しはしない。
- ・本証を他人に貸与しないこと。
- ・漁場監視員は、いかなる場合も、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

(4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。ただし、第5条第1項の遊漁料の額について、令和5年12月31日までにを行う遊漁は次の表の料金を適用する。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
あ ゆ	竿・友釣	1日	2,000円
	竿・ルアー釣	1年	10,000円
	網・巻川	1日	6,000円

様式第1号-1 (電子申請以外の場合)

遊 漁 承 認 証		裏	
表		注 意 事 項	
遊漁承認証 No.		1. 遊漁に際しては、必ず本証を携行すること。 2. 監視員の要求のあった時は提示すること。 3. 他人に貸与することができません。 4. 本証を携行せず遊漁をした時は、無鑑札として扱います。 5. 万一紛失しても再発行しません。	
下記の通り遊漁を承認します。			
記			
遊 漁 者	(住 所) (氏 名)		
承認期間			
魚 種			
漁具・漁法			
遊漁区域			
発行者 貴志川漁業協同組合 印			

様式第1号-2 (電子申請の場合)

遊 漁 承 認 証		裏	
表		注 意 事 項	
裏貴志川漁業協同組合		1. 遊漁に際しては、必ず本証を携行すること。 2. 監視員の要求のあった時は提示すること。 3. 他人に貸与することができません。 4. 本証を携行せず遊漁をした時は、無鑑札として扱います。 5. 万一紛失しても再発行しません。	
貴志川漁協 (年券・日券の別 魚種名)			
有効期限			
	年		
	月 日		

様式第2号

漁 場 監 視 員 証

漁場監視員証 No.	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	
住所	(年齢)
有効期間	
発行者 貴志川漁業協同組合	
印	

注 意 事 項
1. 漁場監視員は、規則の励行に関しては、必要な指示を行う。
2. 漁場監視の場合は、必ず本証を携帯し、かつ漁場監視員であること表示する腕章をつけること。
3. 規則に違反した者は遊漁の中止を命ずる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払戻しはしない。
4. 本証を他人に貸与しないこと。
5. 漁場監視員は、いかなる場合も、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

○ 遊漁承認証の注意事項

1. 遊漁者は、漁業権が設定されている河川において遊漁を行う際には、河川ごとに定められた遊漁規則に基づき、遊漁料を納付しなければなりません。
1. 河川において、当組合では、遺伝的多様性を維持するために在来種の放流を行っています。独自に放流を行いたい方は、当組合に事前にご相談ください。
1. 遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を厳守してください。また問題行為のある釣り人を見かけたときには漁協事務所（電話番号073-495-2114）まで御一報ください。
1. 遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けても、当組合の漁場監視員が確認のために 声をかけることがありますので、ご協力ください。
1. 漁場監視員は遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命じることができます。その場合は、速やかに指示に従ってください。
1. この河川の漁業権対象魚種は、あゆ、あまごです。遊漁承認証に記載されている漁業権対象魚種以外の魚種を採捕しようとする場合、別途当該魚種の遊漁承認証が必要となります。

○ 当組合が行っている増殖事業

1. この河川における漁業権に基づく魚種の放流量は、毎年、和歌山県内水面漁場管理委員会より示される増殖目標量に基づいています。

○ 当組合が行っている漁場管理

1. 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川に免許された漁業権者に課せられている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一つとして使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。
1. この河川は、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるよう配慮しています。ご意見等がありましたら漁協事務所（電話番号073-495-2114）までご連絡ください。
1. 当組合は、漁場管理を行うため資源調査に加え、遊漁者の採捕数の把握、産卵床の数稚魚の数などモニタリング調査を行っておりますのでご協力ください。

貴志川漁業協同組合
和内共第38号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、貴志川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する和内共第38号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あまごをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認をなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あまご	紀美野町今西堰上流から紀美野町毛原上五反田堰の区域（禁漁区を除く）	3月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿釣	竿1

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あまご	3月1日から3月10日までの期間内で組合が定めて公表する日から9月30日まで（ただし、3月1日から3月10日までの期間内で組合が特別に遊漁する期間を定める）

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
紀美野町毛原下ダルマ石井堰より下流100mの区域 紀美野町長谷宮宝井堰より下流100mの区域	3月1日から9月30日まで

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	15センチメートル

(尾数の制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

魚 種	尾 数
あまご	25尾

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中

学校生徒又は肢体不自由者又は女性のときは次表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あまご	竿釣	1日 3,300円
		年間 5,500円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 貴志川漁業協同組合事務所（海草郡紀美野町神野市場266番地1）
- (2) 貴志川漁業協同組合の委託する遊漁承認証取扱所

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
 - ・遊漁に際しては、必ず本証を携行すること。
 - ・監視員の要求のあったときは提示すること。
 - ・他人に貸与することはできません。
 - ・本証を携行せず遊漁をしたときは無鑑札として扱います。
 - ・万一紛失しても再発行しません。
- (8) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる

行為をしてはならない。

- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（1）氏名

（2）有効期間

（3）注意事項

- ・漁場監視員は、規則の励行に関しては、必要な指示を行う。
- ・漁場監視の場合、必ず本証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけること。
- ・規則に違反した者は遊漁の中止を命ずる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払戻しはしない。
- ・本証を他人に貸与しないこと。
- ・漁場監視員は、いかなる場合も、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

（4）発行者名

（違反者に対する措置）

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。ただし、第9条第1項の遊漁料の額について、令和5年12月31日までにを行う遊漁は次の表の料金を適用する。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あまご	竿釣	1日 3,000円
		年間 5,000円

様式第1号-1 (電子申請以外の場合)

遊 漁 承 認 証
表 裏

遊漁承認証 No.		
下記の通り遊漁を承認します。		
記		
遊 漁 者	(住 所) (氏 名)	
承認期間		
魚 種		
漁具・漁法		
遊漁区域		
発行者 貴志川漁業協同組合 印		

注 意 事 項

1. 遊漁に際しては、必ず本証を携行すること。
2. 監視員の要求のあった時は提示すること。
3. 他人に貸与することができません。
4. 本証を携行せず遊漁をした時は、無鑑札として扱います。
5. 万一紛失しても再発行しません。

様式第1号-2 (電子申請の場合)

遊 漁 承 認 証

<p style="text-align: right;">表</p> <p>裏貴志川漁業協同組合 貴志川漁協 (年券・日券の別 魚種名)</p> <p>有効期限</p> <p style="text-align: center;">年</p> <p style="text-align: center;">月 日</p>	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遊漁に際しては、必ず本証を携行すること。 2. 監視員の要求のあった時は提示すること。 3. 他人に貸与することができません。 4. 本証を携行せず遊漁をした時は、無鑑札として扱います。 5. 万一紛失しても再発行しません。
---	--

様式第2号

漁 場 監 視 員 証

<p style="text-align: center;">漁場監視員証 No.</p> <p>下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">(年齢)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住所</td> <td></td> </tr> </table> <p>有効期間</p> <p>発行者 貴志川漁業協同組合 印</p>	氏名	(年齢)	住所		<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 漁場監視員は、規則の励行に関しては、必要な指示を行う。 2. 漁場監視の場合は、必ず本証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけること。 3. 規則に違反した者は遊漁の中止を命ずる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払戻しはしない。 4. 本証を他人に貸与しないこと。 5. 漁場監視員は、いかなる場合も、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。
氏名	(年齢)				
住所					

